



お取扱い業務のご案内

「行政手続きや許認可申請、書面作成に割く時間がない」「どこの誰に聞いたらいいんじやろ?」「いくらぐらいかかるん?」今回は、お問い合わせを多くいただいた案件とトピックスをご紹介します。詳細はお気軽にお問い合わせください。また、ホームページも随時更新しております。

相続シンプルプランについて

「相続登記の義務化」の規定が施行されて以降、ご相談やご依頼を多くいただいております。下記に該当するケースにつきましては【相続シンプルプラン】として、通常の相続案件の報酬額より引き下げて対応しております。登記の手続きは司法書士へ引き継ぎますので、司法書士の報酬額と登録免許税が別途必要です。所有者が変更された登記簿を一緒に確認する時点まで弊所が担当いたします。ご安心ください。
※紛争性のある案件については、行政書士は取り扱えません。ご注意ください。

書類や作業の種類（単独のご依頼も可能です）	条件	弊所報酬額
①相続人調査・戸籍収集・相続関係説明書の作成	・相続人が配偶者および直系卑属（子・孫）のみ	22,000円
②遺産分割協議書の作成	・遺産が自宅の土地・建物のみ	22,000円

※官公署の発行手数料(戸籍謄本・印鑑証明・公課証明等)、通信費、交通費は別途実費精算。
※予告なく変更する場合があります。 ※金額は全て消費税込み。

建設業許可申請について

JCIP割
始めました!

JCIPとは、建設業許可申請のオンライン手続きのことです。行政のデジタル化は着々と進んでいますが、弊所ではJCIPを利用した手続きの経験がまだまだ不足しております。そこで、1社1回限りではありますが、JCIPを利用した申請や届出の場合は、弊所報酬額を【11,000円値引き】しております。主な申請や届出は下記のとおりです。ご検討ください。

手続きの種類	申請手数料	弊所報酬額	備考
新規申請（個人事業主・知事許可）	90,000円	110,000円	実務経験証明等が必要な場合は加算あり
//（法人・知事許可）	90,000円	132,000円	//
更新申請（個人事業主・知事許可）	50,000円	77,000円	//
//（法人・知事許可）	50,000円	88,000円	//
業種追加（知事許可）	50,000円	60,500円	//
各種変更届（役員・経管・営技等）		22,000円	複数項目同時の場合は1項目+11,000円
事業年度終了届		33,000円	

※予告なく変更する場合があります。 ※金額は全て消費税込み。

車庫証明の取得を代行して欲しい

「自動車を新たに購入するとき」「自動車の所有者が変わるとき」「自動車の所有者の住所等が変わったとき」は管轄の警察署にて、自動車保管場所証明申請手続きをしなければなりません。下記は岩国市内在住の個人の方の場合の費用の例です。【平日に2日も休めない】という方は、ぜひご利用ください。

書類や作業の種類	申請手数料	弊所報酬額	備考
自動車保管場所証明申請書類一式作成		5,500円	現地調査および所在図・配置図作成含む ※上記不要（お客様作成）の場合1,100円減額
自動車保管場所証明交付手数料	2,100円		山口県証紙貼付
岩国警察署にて申請・受領		各1,700円	通常は中2日（例：月曜申請→木曜受領）
証明書郵送		430円	受領当日発送、レターパックライト使用

※予告なく変更する場合があります。 ※金額は全て消費税込み。

行政書士かわもと事務所

代表 河本 学（登録番号：第24350081号）
山口県行政書士会所属（会員番号：第1591号）

〒740-1441

岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目8番7号

（JR由宇駅から車で3分、送迎いたします）

電話：070-9123-7830

FAX：0827-63-3456

MAIL：info@you-gyosei7830.com



👉 ホームページは
コチラです
URL：https://you-gyosei7830.com

営業時間：9時～17時（平日）

9時～19時（土曜）

日祝は休業いたします。

お電話は
お気軽にネ



©日本行政書士会連合会公式キャラクター ユキマサくん



ご相談、お問い合わせは、お電話、メール、ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。行政書士には法により守秘義務が定められています。ご安心ください。（行政書士法 第12条）

【裏面もご覧ください】

相続・遺言・終活Q&A

前号に引き続きまして、弊所にご相談いただいた案件の一部をご紹介します。前回号は
ご参考になれば幸いです。初回相談は相談料・出張費とも無料にて承ります。

前回号は
コチラ



【Q9】自筆で遺言書を書いておこうと考えています。頼りにできる親族は甥っ子だけです。彼に全財産を遺贈する条件として、葬儀や埋葬の段取りを指定しておきたいのですが、これは私の一存で可能なのでしょうか？

【A9】遺言書のルールとしては、相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺産分割の禁止、遺言執行者の指定、非嫡出子の認知、相続人の廃除など、定められた内容以外のものは法的な効力を持ちません。この場合は、死後事務委任契約を甥っ子さんと締結することが考えられますが、遺言書と別にエンディングノートを作成しておいて、元気なうちに甥っ子さんへ説明しておかれてもよいでしょう。契約書を作成する場合は、財産や費用、お二人の関係性などを考慮してご提案いたします。



【Q10】遺言書を作成しようと考えています。妻は亡くなっているので、相続人は長女と長男の2人になるのですが、全財産を長女に相続させる場合、長男の権利はどうなりますか？遺留分に注意するよう知人から聞きました。

【A10】遺留分とは、法定相続人（被相続人との関係が兄弟姉妹である場合を除く）にとって、最低限確保される一定の割合のことです。長男も遺言者の子という関係から、当然に遺産に対する期待があり、全く相続できないとなると生活に困ってしまいます。この場合は、長男には法定相続分1/2の半分である1/4を長女に請求する権利（遺留分侵害額請求権といいます）があります。この請求は原則として金銭による請求となりますので、遺産が不動産だけの場合には注意が必要です。



【Q11】最近「相続登記の義務化」「期限を経過した場合は過料あり」と耳にします。私の住んでいる土地と建物は、まさに亡き主人の名義のままになっています。過料は払いたくありませんので、名義を変更したいのですが。

【A11】相続登記の義務化については、令和6年4月に規定が施行されて以降、弊所にも多くのお問い合わせがありました。被相続人の戸籍収集や遺産分割協議書の作成が必要な場合もあれば、書類一式は揃っているが登記だけが終わっていない場合もあります。登記の手続きは司法書士さんの業務になりますので、この部分は提携している司法書士さんへ引き継ぎます。お客様ごとに現在の状況をお聞きしてご提案いたします。初回相談は無料で対応いたしますので、資料や書類をご用意の上でぜひご利用ください。また、相続人が配偶者と直系卑属（子・孫）のみで、かつ、遺産が自宅不動産のみの場合は、表面に記載の【相続シンプルプラン】を適用いたします。どうぞご検討ください。



【Q12】私はいわゆる【おひとり様】です。今は仕事もしているし、健康面の問題ありません。でも、この先10年20年を考えると、もし足腰が弱ったら…、もし認知症になったら…と不安になります。あまり費用はかけられないのですが、どのような備えが考えられますか？

【A12】体調に不安があるなら、定期的な訪問や電話連絡をする「見守り契約」、判断能力はあるけれど足腰が弱って銀行に行けなくなったら、入出金の管理をする「財産管理等委任契約」、認知症に備えるなら「任意後見契約」があります。死後の事務については、葬儀や埋葬、遺品整理などを委任する「死後事務委任契約」、相続人や相続割合の指定などをする「遺言」があります。健康面や経済状態など、お客様のご事情とご希望に合わせてご提案いたします。お気軽にご相談ください。

ご相談、お問い合わせは、お電話、メール、ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。行政書士には法により守秘義務が定められています。ご安心ください。（行政書士法 第12条）

【表面もご覧ください】